



第 7 章

計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進していくことが必要です。

計画の推進にあたっては、国や県、「加東市障害者支援地域協議会」との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図ります。

なお、障害者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

2 計画の点検・評価の方策

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析し、点検・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しの措置を講じます。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

|| 3 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、地域関係団体の協力が不可欠です。地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

|| 4 北播磨圏域での連携の方策

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築する必要があります。

一方で、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、引き続き取組を推進していきます。